

特別養護老人ホーム 光明苑 利用料金一覧

令和6年8月1日 現在

下記の料金表によって、契約者様の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付額を除いた金額（自己負担金）をお支払い下さい。サービスのご利用料金は、ご契約者様の要介護度に応じて異なります。

●介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

I. 介護サービス費

※ 1日あたりのご利用料金

（一割負担場合）

※ 個室と多床室の単位数は同一です。

負担額	要介護度				
	要介護度 1	要介護度 2	要介護度 3	要介護度 4	要介護度 5
基本単位数(加算含まない単位数)	589 単位	659 単位	732 単位	802 単位	871 単位
1. ご契約者の介護度別サービス利用料金	669 単位 7,051 円	739 単位 7,789 円	812 単位 8,558 円	882 単位 9,296 円	951 単位 10,023 円
2. 上記の内、介護保険から給付される金額	6,345 円	7,010 円	7,702 円	8,366 円	9,020 円
3. ご契約者負担額 (1-2)	706 円	779 円	856 円	930 円	1,003 円

加算

（料金表に含む）
 精神科医療指導加算
 5単位/日
 日常生活継続支援加算
 36単位/日
 看護体制加算（Ⅰ）（Ⅱ）
 4単位+8単位/日
 夜勤職員配置加算（Ⅲ）ロ
 16単位/日
 栄養マネジメント強化加算
 11単位/日

（二割負担の場合）

負担額	要介護度				
	要介護度 1	要介護度 2	要介護度 3	要介護度 4	要介護度 5
基本単位数(加算含まない単位数)	589 単位	659 単位	732 単位	802 単位	871 単位
1. ご契約者の介護度別サービス利用料金	669 単位 7,051 円	739 単位 7,789 円	812 単位 8,558 円	882 単位 9,296 円	951 単位 10,023 円
2. 上記の内、介護保険から給付される金額	5,640 円	6,231 円	6,846 円	7,436 円	8,018 円
3. ご契約者負担額 (1-2)	1,411 円	1,558 円	1,712 円	1,860 円	2,005 円

80 単位

その他の加算①（上記料金表に含まれていません）

介護職員処遇改善加算 I	ご利用単位数合計に 14.0%を上乗せ します。
--------------	---------------------------------

その他の加算②（上記料金表に含まれていません）

自立支援促進加算	1月当たり（対象となる利用者について）	280 単位	負担額	296 円 (591)
科学的介護推進体制加算	1月当たり（全入居者について）	50 単位	負担額	53 円 (106)
初期加算	入所した日から起算して30日間	1日当たり	負担額	32 円 (64)
	30日以上入院され再入所された後、30日間			
外泊時費用	外泊・入院等された場合、1月に6日まで	1日当たり	負担額	260 円 (519)
療養食加算	療養食を提供した場合	1食当たり	負担額	7 円 (14)
経口維持加算	摂食機能障害を有する方を対象として多職種にて経口維持計画を作成し、その計画を実施している場合	1月当たり	負担額	422 円 (844)
生産性向上推進体制加算（Ⅱ）	見守り機器等のテクノロジーを1つ以上導入して、1年以内ごとに1回、業務改善の取組による効果を示すデータを提供している場合	1月当たり	負担額	11 円 (21)

※ 上記加算を算定する場合についても算定単位数合計に介護職員処遇改善加算 I は上乗せされます。

※ 負担額の（ ）は二割負担の場合の金額です。

II. 食費負担額

※1日あたりのご利用料金

負担額	所得の区分				
	1段階	2段階	3段階 ①	3段階 ②	4段階
	市町村民税非課税世帯である高齢福祉年金受給者及び生活保護等受給の方	市町村民税非課税世帯であって課税年金収入額と非課税年金収入額の合計が年額80万円以下の方	市町村民税非課税世帯であって課税年金収入額と非課税年金収入額の合計が年額80万円超120万円以下の方	市町村民税非課税世帯であって課税年金収入額と非課税年金収入額の合計が年額120万円以上の方	第1・2・3段階以外の方
1. ご契約者の食費	1,445 円	1,445 円	1,445 円	1,445 円	1,620 円
2. 上記の内、介護保険から給付される金額	1,145 円	1,055 円	795 円	85 円	0 円
3. ご契約者負担額 (1-2)	300 円	390 円	650 円	1,360 円	1,620 円

III. 居住費負担額

※1日あたりのご利用料金

(多床室利用の居住費)

負担額	所得の区分				
	1段階	2段階	3段階 ①	3段階 ②	4段階
	市町村民税非課税世帯である高齢福祉年金受給者及び生活保護等受給の方	市町村民税非課税世帯であって課税年金収入額と非課税年金収入額の合計が年額80万円以下の方	市町村民税非課税世帯であって課税年金収入額と非課税年金収入額の合計が年額80万円超120万円以下の方	市町村民税非課税世帯であって課税年金収入額と非課税年金収入額の合計が年額120万円以上の方	第1・2・3段階以外の方
1. ご契約者の居住費	915 円	915 円	915 円	915 円	915 円
2. 上記の内、介護保険から給付される金額	915 円	485 円	485 円	485 円	0 円
3. ご契約者負担額 (1-2)	0 円	430 円	430 円	430 円	915 円

(個室利用の居住費)

負担額	所得の区分				
	1段階	2段階	3段階 ①	3段階 ②	4段階
	市町村民税非課税世帯である高齢福祉年金受給者及び生活保護等受給の方	市町村民税非課税世帯であって課税年金収入額と非課税年金収入額の合計が年額80万円以下の方	市町村民税非課税世帯であって課税年金収入額と非課税年金収入額の合計が年額80万円超120万円以下の方	市町村民税非課税世帯であって課税年金収入額と非課税年金収入額の合計が年額120万円以上の方	第1・2・3段階以外の方
1. ご契約者の居住費	1,231 円	1,231 円	1,231 円	1,231 円	1,231 円
2. 上記の内、介護保険から給付される金額	851 円	751 円	351 円	351 円	0 円
3. ご契約者負担額 (1-2)	380 円	480 円	880 円	880 円	1,231 円

各段階における預貯金額の基準について ※預貯金とは普通・定期預金、有価証券、金銀、投資信託、現金等

1段階	預貯金が単身1000万円、夫婦で2000万円以下
2段階	預貯金が単身650万円、夫婦で1650万円以下
3段階 ①	預貯金が単身550万円、夫婦で1550万円以下
3段階 ②	預貯金が単身500万円、夫婦で1500万円以下